

平成25年度

官 庁 営 繕 関 係
予 算 概 算 要 求 概 要

平成24年9月

国土交通省大臣官房官庁営繕部

目 次

第1 平成25年度官庁営繕関係予算概算要求の概要

- 1. 基本方針 2
- 2. 予算の重点化 2

第2 主要要求事項

- 1. 被災した官庁施設の復旧 4
- 2. 防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保 5
 - (1) 官庁施設の耐震化の推進 5
 - (2) 官庁施設の津波対策の推進 8
- 3. 中央省庁の業務継続のための設備の機能強化 9
- 4. 官庁施設のLED照明の導入 10
- 5. 官庁施設のゼロエネルギー化（モデル事業の実施） 11
- 6. 既存官庁施設の危険箇所及び老朽・狭隘の解消 12
- 7. PFI手法の活用による官庁施設の整備 12
- 8. 官庁施設における木材利用の促進 13

第3 平成25年度官庁営繕関係予算概算要求総括表

- 1. 平成25年度官庁営繕関係予算概算要求総括表 14
- 2. 「特別重点要求・重点要求」要求事項 14

第1 平成25年度官庁営繕関係予算概算要求の概要

1. 基本方針

官庁施設の整備については、老朽化した施設が今後増大していく中、既存施設の有効利用を図りつつ、災害に対する安全・安心の確保等に的確に対応することが重要である。

このため、平成25年度の概算要求に当たっては、国民生活の安全・安心の確保に資するため、首都直下型地震、東海・東南海・南海地震等に備えた官庁施設の地震・津波対策の推進により、防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保、中央省庁の業務継続のための設備の機能強化を図るとともに、低炭素・循環型システムの構築に資するため、官庁施設のLED照明の導入を推進する。

また、既存施設の危険箇所及び老朽・狭隘の解消については、緊急的に整備の必要があるものに限定して実施し、来訪者等の安全の確保と行政サービスの円滑な提供に最低限必要な水準を確保する。

2. 予算の重点化

官庁施設の地震・津波対策の推進による防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保、中央省庁の業務継続のための設備の機能強化、官庁施設のLED照明の導入に重点を置いて「選択と集中」を徹底し、メリハリのある要求を行う。

I. 防災・減災対策をはじめとする国民生活の安全・安心の確保

<東日本大震災の教訓を踏まえた地震・津波対策>

防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保

要求額 13,148百万円(1.21)

(1) 官庁施設の耐震化の推進

建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない官庁施設及び防災拠点としての所要の耐震性能を満たしていない防災合同庁舎等について、人命の安全の確保及び災害応急対策活動の拠点施設としての防災機能の強化と災害に強い地域づくりを図るため、総合的な耐震安全性を確保する。

(2) 官庁施設の津波対策の推進

東日本大震災における官庁施設の津波被害及び「津波対策の推進に関する法律」を踏まえ、津波襲来時における防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るとともに、一時的な避難場所の確保による人命の救済に資するため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

<災害への対応力の強化>

中央省庁の業務継続のための設備の機能強化

要求額 2,400百万円(皆増)

首都直下型地震発生時における中央省庁の業務継続の確保を図るため、霞が関地区の災害応急対策活動を実施する中央省庁本庁舎の電力確保に必要な自家発電設備の燃料槽の増設等を実施する。

Ⅱ. 持続可能で活力ある国土・地域の形成とこれを通じたデフレ脱却と経済活性化

<低炭素・循環型システムの構築>

官庁施設のLED照明の導入

要求額 1,350百万円(皆増)

照明設備が老朽した官庁施設について、LED照明を導入し、併せて照明制御を行うことにより、照明の消費エネルギーの大幅な削減を図る。

第2 主要要求事項

1. 被災した官庁施設の復旧

東日本大震災で被災した官庁施設の復旧を実施する。

【被災状況】

○被害概要

津波により2階まで浸水。1階内装・建具の被害が大きく、天井材まで流出。構造体基礎の杭頭が露出・破損、ほか被害多数。



くん蒸庫(右)が車庫(左)に衝突



庁舎周囲の地盤流出



庁舎南側敷地陥没



1階事務室浸水

2. 防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保

(1) 官庁施設の耐震化の推進

建築物の耐震化対策は、政府全体の緊急の課題であり、このため、公共建築物については、中央防災会議決定や「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく告示（平成18年1月25日）等により、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むこととされている。

官庁施設については、災害応急対策活動の拠点施設となることや来訪者等の安全の確保の観点から、平成18～27年度の10年間で、耐震化率9割の達成を目標としている。このため、既存不適格建築物（耐震性能評価値1.0未満）の耐震化を行うとともに、東日本大震災における官庁施設の被害状況を踏まえ、災害応急対策活動の拠点施設としての所要の耐震性能（Ⅰ類1.5、Ⅱ類1.25）を確保するための耐震化を行う。

耐震化対策に当たっては、構造体のみならず、外壁・建具などの建築非構造部材及び建築設備を含む建築物全体として、総合的な耐震安全性を確保するための整備を実施する。

【平成27年度末の耐震化の目標】

- すべての既存不適格建築物（耐震性能評価値1.0未満）について建築基準法に基づく耐震性能確保
- 全体では官庁施設の耐震基準を満足する割合が少なくとも9割（面積率）

【官庁施設の耐震化の状況】

区分	公表施設	耐震化済施設【官庁基準】	
		（平成23年度末）	率（面積）
Ⅰ類	約245万㎡（159棟）	約199万㎡（108棟）	81%
Ⅱ類	約216万㎡（933棟）	約180万㎡（799棟）	83%
Ⅲ類	約308万㎡（1,561棟）	約263万㎡（1,373棟）	85%
合計	約770万㎡（2,653棟）	約641万㎡（2,280棟）	83%

(注) 「Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ類」については、6頁参照。

【官庁施設における耐震安全性の目標】

災害対策基本法における行政機関の区分に基づき、官庁施設の防災上の機能及び用途に応じて施設を3つ（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ類）に分類し、それぞれ耐震性能を規定している。

耐震基準値	耐震安全性の目標	対象施設
1. 5 (Ⅰ類)	大規模地震後、構造体の補修することなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設 等 【指定行政機関：内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省 等】 【指定地方行政機関等：管区警察局長、地方厚生局、地方農政局、経済産業局、地方整備局 等】
1. 2 5 (Ⅱ類)	大規模地震後、構造体の大きな補修することなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設（Ⅰ類に属するものを除く） 等 【指定地方行政機関等：沖縄総合事務局、機動隊、航空交通管制部、海上保安部 等】
1. 0 (Ⅲ類) 建築基準法相当	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所 等】

災害応急対策活動拠点

（参考1）

被災地の支援と復旧に資する防災合同庁舎



(参考2)

建築基準法に基づく耐震性能を満たしている施設の被害事例

【神戸第2地方合同庁舎の被災状況】



内部の被災状況

〔柱が破断するなど構造体が損傷し、機能の復旧に時間を要した〕

神戸第2地方合同庁舎
(第五管区海上保安本部、神戸地方法務局他)
建物完成 : 昭和60年5月
震度 : 7
(平成7年1月17日 阪神・淡路大震災)
被災前の耐震性能
・耐震性能評価値 : 1.01
応急復旧日 : 平成7年1月30日
本格復旧日 : 平成9年3月20日

阪神・淡路大震災における建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない建物の被害事例

(総務省消防庁のホームページより引用)



事務所ビル1, 2階の崩壊



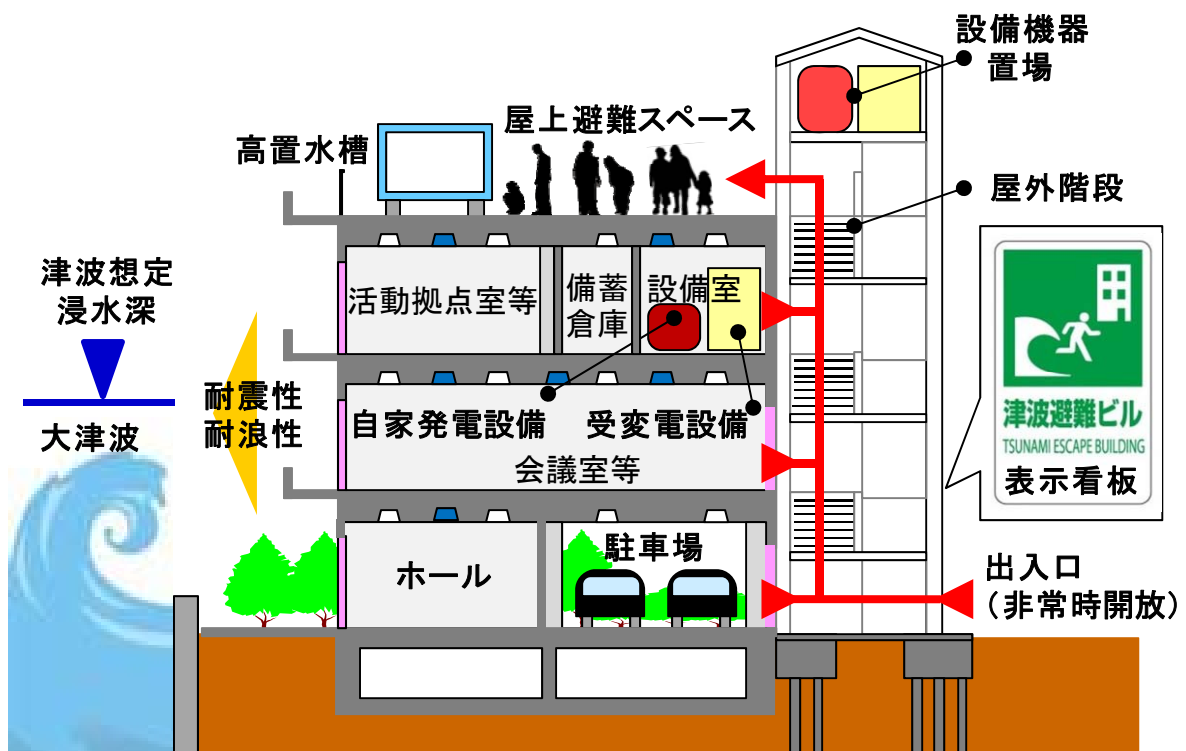
店舗1階柱の圧壊

(2) 官庁施設の津波対策の推進

東日本大震災における官庁施設の津波被害及び「津波対策の推進に関する法律」を踏まえ、津波襲来時における防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るとともに、一時的な避難場所の確保による人命の救済に資するため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

津波対策の主な実施項目

- 津波襲来後の電力・水の持続的な供給
 - ・自家発電設備、受変電設備を上階に設置
 - ・高置水槽の容量確保
- 早期の庁舎機能回復
 - ・活動拠点室等を上階に設置
 - ・総合的な耐震安全性の確保
- 津波避難施設としての整備
 - ・備蓄倉庫の整備
 - ・屋外階段（非常時開放）の設置
 - ・屋上を避難スペースとして整備

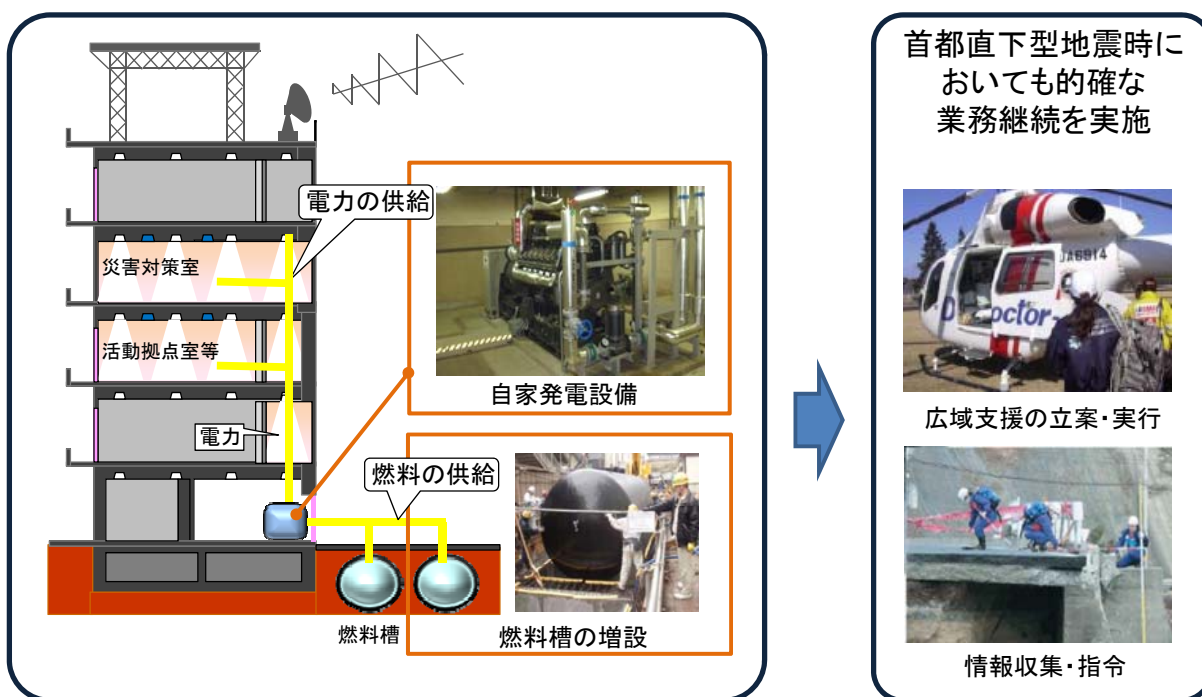


【官庁施設における津波対策（イメージ図）】

3. 中央省庁の業務継続のための設備の機能強化

「日本再生戦略」（平成24年7月31日閣議決定）において、国全体の危機管理体制の強化に取り組むこととされている。さらに、東日本大震災を踏まえた「中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針（第2次、第3次）」（平成24年5月29日、平成24年8月8日首都直下地震対策局長級会議申合せ）において、1週間程度は商用電源の配電がなくとも業務継続ができるような措置について着実な実施を図ることとされている。

このため、首都直下型地震発生時における中央省庁の業務継続の確保を図るため、震が関地区の災害応急対策活動を実施する中央省庁本庁舎の電力確保に必要な自家発電設備の燃料槽の増設等を実施する。

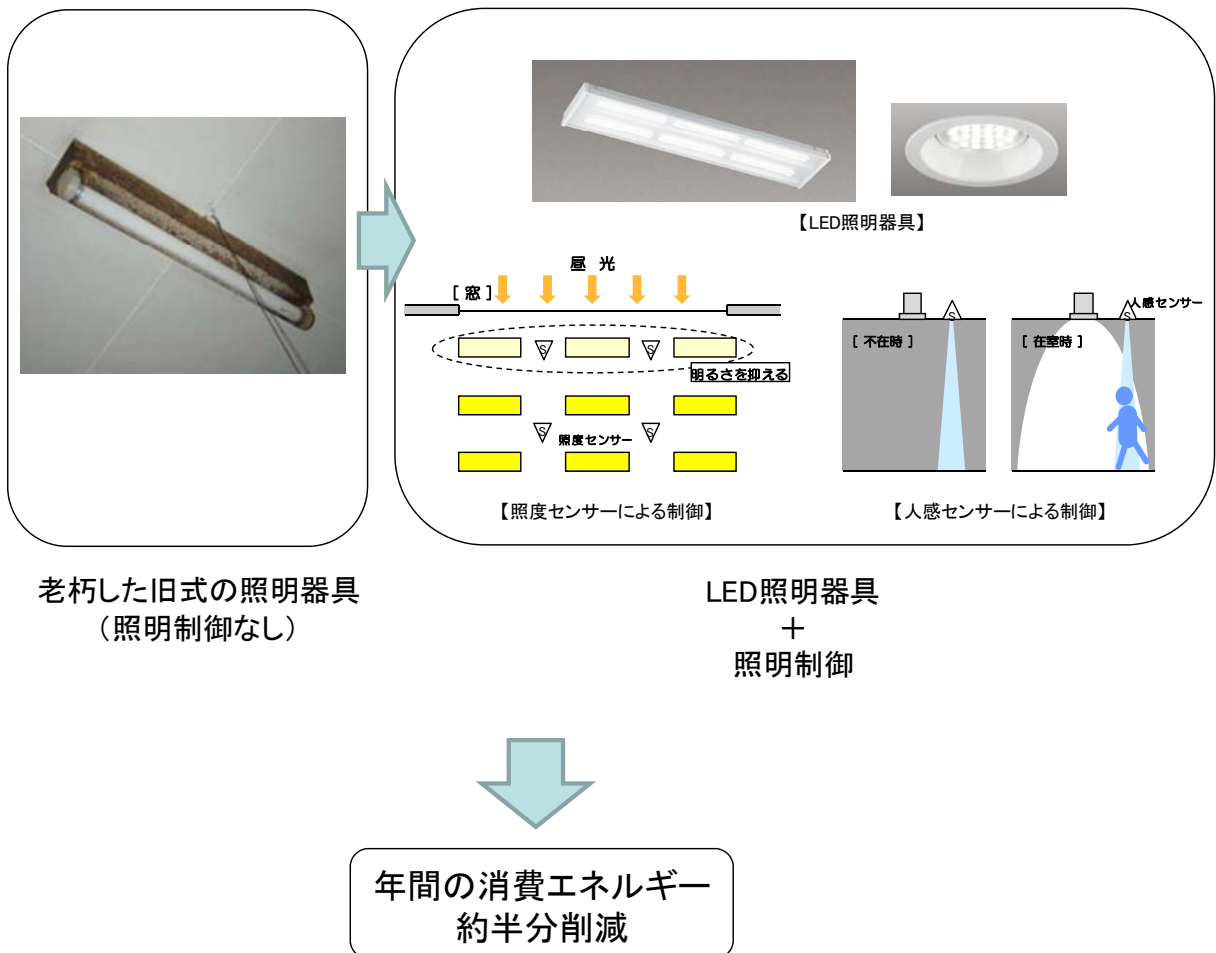


【業務継続のための設備の機能強化（イメージ図）】

4. 官庁施設のLED照明の導入

「日本再生戦略」において、省エネ・節電の徹底と産業競争力の維持・新たな市場創出の両立を図るため、LED等高効率照明の導入が求められている。

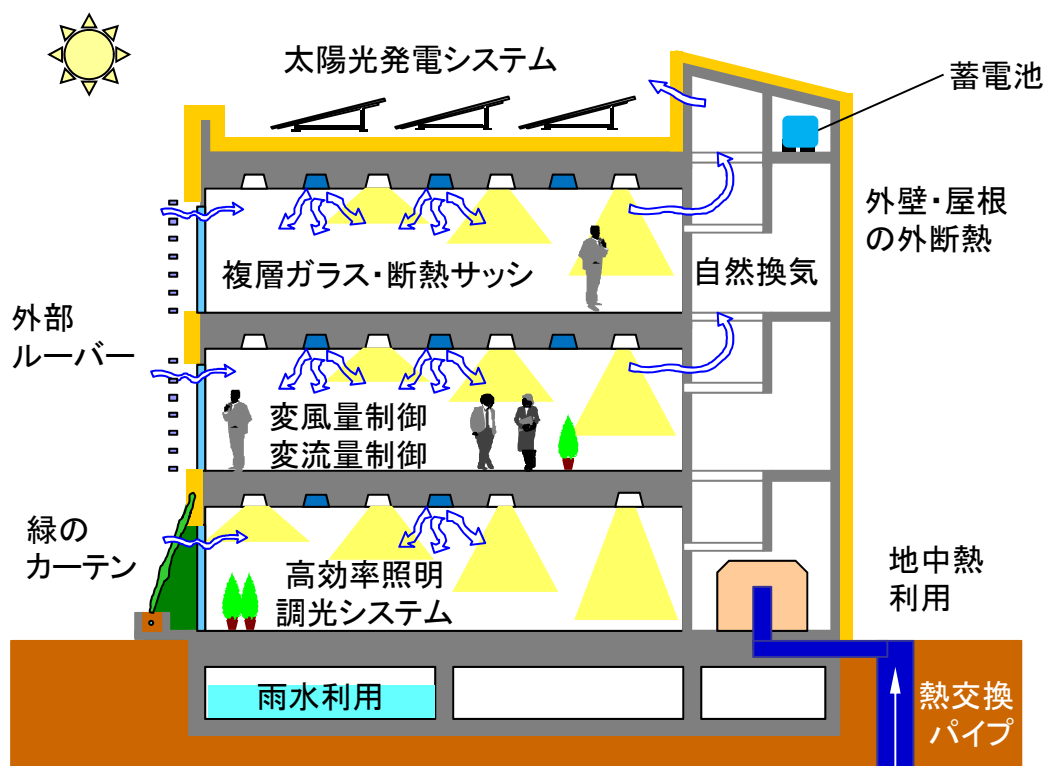
このため、照明設備が老朽した官庁施設について、LED照明を導入し、併せて照明制御を行うことにより、オフィスビルにおける消費エネルギーの2割程度を占める照明の消費エネルギーの大幅な削減を図る。



5. 官庁施設のゼロエネルギー化（モデル事業の実施）

「日本再生戦略」において、低炭素・循環型社会の実現を図ることとされており、ゼロエネルギー化の実現に向けた取り組みが求められている。一方で、住宅に比べ単位面積当たりのエネルギー消費量が多いオフィスビルについては、ゼロエネルギー化の実現に向けて解決すべき課題が多い。

このため、東日本大震災で被災した官庁施設の復旧に併せ、再生可能エネルギー・新技術の積極的導入と省エネルギー・節電技術の徹底活用を組み合わせ、ゼロエネルギー化を目指した整備をモデル的に実施する。モデル事業の実施を通して、地方公共団体等にグッドプラクティスの提供と技術支援を行い、公共部門をはじめとする建築物のエネルギー効率の向上を目指す。



【ゼロエネルギー庁舎（イメージ図）】

6. 既存官庁施設の危険箇所及び老朽・狭隘の解消

危険箇所や老朽・狭隘が生じている既存官庁施設のうち、特に緊急的に対応が必要なものについて整備を行うことにより、来訪者等の安全の確保と行政サービスの円滑な提供に最低限必要な水準を確保する。

【危険箇所の例】

落下のおそれがあるタイル



〔外壁落下による事故発生のおそれがあり、外壁改修が必要〕

エレベーター着床時の段差



〔事故発生のおそれがあり、エレベーター設備の更新が必要〕

【老朽箇所の例】

腐食した給水管



〔給水管が腐食しており、漏水のため給水設備の改修が必要〕

老朽した建具



〔雨水の浸入や開閉困難等の問題があり、建具の更新が必要〕

7. PFI手法の活用による官庁施設の整備

民間の資金・経営能力等のノウハウを活用して低廉で良質な公共サービスの提供と民間の事業機会の創出を図るPFI手法の活用による官庁施設の整備を実施する。

8. 官庁施設における木材利用の促進

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が平成22年10月1日に施行され、官庁施設についても、率先して木材利用の促進に努める必要がある。このため、エントランスホールや会議室等の内装の木質化を行い、木材利用の促進を図る。

【構造体に木材を利用した施設の事例】



横浜植物防疫所つくば圃場(事務・検査棟)



京都御苑(公園休憩所)

【内装に木材を利用した施設の事例】



大津びわ湖合同庁舎(エントランス)



長野地方法務局上田支局(エントランス)

第3 平成25年度官庁営繕関係予算概算要求総括表

1. 平成25年度官庁営繕関係予算概算要求総括表

(単位：百万円)

区 分	平成25年度 要 求 額 (A)	うち			前 年 度 予 算 額 (E)	倍 率 (A/E)
		特別重点要求等 (B=C+D)	特別重点要求 (C)	重点 要 求 (D)		
(一般会計)						
官庁営繕費	20,087	3,750	1,350	2,400	16,842	1.19
中央官庁庁舎	3,588	0	0	0	3,588	1.00
合同庁舎	617	0	0	0	752	0.82
一般庁舎	418	0	0	0	292	1.43
施設特別整備	14,254	3,532	1,288	2,244	11,242	1.27
設計監理費等	1,210	218	62	156	968	1.25
(財政投融资特別会計 特定国有財産整備勘定)						
特定国有財産整備費	21,272	0	0	0	18,919	1.12
合 計	41,359	3,750	1,350	2,400	35,761	1.16

- (注) 1. 上記のほか、東日本大震災からの復興対策に係る経費として6,468百万円、また、PFI事業の金利の支払い等に必要経費として1,359百万円がある。
2. 特定国有財産整備特別会計については、特別会計改革に伴い一般会計に統合されており、平成21年度以前の特定国有財産整備計画に基づき実施される既往の事業(未完了事業)は、当該事業が完成するまでの間、財政投融资特別会計特定国有財産整備勘定において経理を行うこととされている。

2. 「特別重点要求・重点要求」要求事項

(単位：百万円)

区 分	平成25年度 要求、特別重点・ 重点要求額		「日本再生戦略」等 との関係	「持続可能で活力ある 国土・地域づくり」 との関係
	特別重点・重点 要求	重点要求		
○特別重点要求				
Ⅲ. 持続可能で活力ある国土・地域の形成とこれを通じたデフレ脱却と経済活性化				
(1) 持続可能な社会の実現				
<低炭素・循環型システムの構築>				
公共施設の省エネルギー化(LED照明灯の整備) うち官庁施設のLED照明の導入	1,350	1,350	グリーン	1 低炭素循環型システムの構築
○重点要求				
Ⅱ. 防災・減災対策をはじめとする国民生活の安全・安心の確保				
(1) 防災・減災対策の推進				
<災害への対応力の強化>				
中央省庁の業務継続のための設備の機能強化	2,400	2,400	国土・地域活力戦略	3 災害に強い国土・地域づくり等の推進
合 計	3,750	3,750		